

町の区域及び名称の変更に伴う関係条例の整理に関する条例

(生駒市農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区における委員の定数に関する
条例の一部改正)

第1条 生駒市農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区における委員の定数に関する条例(昭和41年4月生駒市条例第14号)の一部を次のように改正する。

本則の表中「鹿ノ台東3丁目」の次に「、美鹿の台」を加える。

(生駒市水道事業給水条例の一部改正)

第2条 生駒市水道事業給水条例(昭和35年12月生駒市条例第32号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「鹿ノ台北3丁目」の次に「、美鹿の台」を加える。

附 則

この条例は、平成18年2月1日から施行する。

○ お問い合わせ先 文書課法制係(内線269)